

漢代官吏任用における財産資格の再検討

高 村 武 幸

はじめに

漢代、官吏に任用されるには一定の財産を保有する必要があることは、従来から指摘されてきた。例えば『漢書』景帝紀の後元二年（前一四二）詔中に、

今、訾算十以上にして乃ち宦たるを得るも、廉士は算必ずしも衆からず。市籍有らば宦たるを得ず、訾無くば又宦たるを得ず、朕甚だ之を愁む。訾算四にして宦たるを得、廉士をして久しく失職せしめ、貧夫をして利を長ぜしむること亡からしめよ。

と、従来「訾算十」≡十万銭の財産があれば官吏となれなかったが、廉潔の士を登用するために、「訾算四」≡四万銭に引き下げた、とある。このように、一定の財産保有が官吏としての地位を得、官吏たり続ける条件として機能しており、一種の任用資格

と考えて良いように思われる。そこで、以下ではこのことを「財産資格」と称する。

財産資格を論じた先行研究では、官吏としての礼節にかない、必要物品が自弁できるだけの財産を要し、また財産により政治参加の資格の有無、官・民の別が決せられたとの重要な指摘がされており、財産資格は、漢代官僚制とそこにあつた官吏、特にその過半を占めた地方少吏層を考察するための重要な手がかりである。しかし、自弁物品の持つ意義についてはこれまであまり論じられていない。また財産資格の存在を示す史料がある一方、地方少吏層は一般には薄給で貧困な者も多かつたと理解され、矛盾がある。さらには財産資格が地方少吏層に与えた影響の問題については、なお未解明のまま残されている。

そこで本稿では、まず先行研究について整理を行った後に、自弁物品の意義や財産資格の存在が当時の地方少吏層に与えた影響

について、考察を試みたい。

一 財産資格の内容と任用資格の変遷

ここでは主要先行研究の論旨を概観しつつ、財産資格の内容と任用資格の変遷について再確認する。まず、つとに財産資格を論じられた永田英正氏の論旨は以下の如くである。^①

(1) 吏の財産資格の思想的背景として、「衣食足りて榮辱を知る」〔管子〕牧民篇)のような考え方、また「夫れ吏たる者、民之師也、車駕衣服宜しく称うべし。吏六百石以上は、皆長吏也、度亡き者或いは吏服せず、閭里を出入し、民与異ならず。長吏二千石の車をして朱兩轡とし、千石より六百石に至るまでは朱左轡とせしめよ。……」〔漢書〕景帝紀中元六年(前一四四)夏五月詔)と、吏は民の手本として身繕いをすべきとの考え方があった。必要物品は自弁が求められた。

(2) 景帝後元二年詔の四万銭の資格は長吏を対象とし、居延漢簡の事例から考えると下級の少吏の場合は吏として必要な物品が自弁出来ればよかった。

好並隆司氏は、永田氏(1)の論点を継承し、以下のように結論付けた。^②

(1) 官吏となるにはその者の行為が礼節に適うだけの財産を保有する必要があり、その具体的金額は景帝後元二年詔の財産四万銭である。

(2) 災害時の租税減免措置対象から考えて二〜十万銭の財産保有層は庶民の中でも不安定な経営内容で、「訾四」以下は庶民というものの貧困ゆえに階層的差別を受けた。

一方、財産による政治参加の資格、官民の別といった観点から官吏任用の財産資格に触れたのは、山田勝芳・渡辺信一郎の両氏である。渡辺氏の論点は次の如く集約できよう。^③

漢代農民は、貧家層(家産数金・耕地数十畝)・中家層(家産五〜十五金・耕地一〜数頃・一〜数人の奴婢)・大家層(耕地数頃〜数百頃・奴婢多数)に分かれ、貧家・中家層がそれぞれ全体の五割近くを占めた。景帝後元二年詔からみて中家層以上が官吏となれ、財産により政治参加資格の有無が決定した。

山田氏は、春秋後期〜戦国時代から漢初までは富が社会的地位を決したとした上で、

漢初までは財産により官(の有資格者)と民とが区別されたが、景帝後元二年詔で財産資格が四万銭に減額されたことは、官民の別が富から知識へ変化する境目であり、武帝期の博士

弟子制・察舉制度の前提となった。

と、景帝後元二年詔の持つ意味に論及された^④。以上四説が主要先行研究であるが、財産によって政治参加の資格、官民の別が決められ、具体的には官吏としての礼節にかなない、必要な物品を自弁できる、という点では相互に大きな矛盾はないように思われる。

財産資格の額としては、前掲景帝後元二年詔「訾算十」「訾算四」がある。この「訾算十」は応劭の註に「十算、十万也」と、十万銭のこととされ、所謂「中家の産」の「十金」と一致する。

以下の史料によればこれを下回ると余裕がないと認識されていたようである。

劇孟死すに及び、家に十金之財余れる無し。

〔「史記」游侠列伝〕

家産は十金を過ぎず、乏しくして儋石之儲えも無きに、晏如也。
〔「漢書」揚雄伝〕

また「漢書」帝紀には災害時に十万銭を基準として租税を免除した例がみえる^⑤。

其令水所傷県邑及他郡国灾害什四以上、民貧不滿十万、皆無出今年租賦。(前七年)

郡国大旱、蝗、……天下民貧不滿二万及被災之郡不滿十万、勿租税。(後一年)

しかし「漢書」帝紀には被災時の租税免除で「被災者什四以上、

民貧不滿三万、勿出租賦」(前一七)と三万銭を基準とする例があり、景帝の詔も四万銭を新基準としており、十万銭以下「貧家」とまではいえない。渡辺氏は五〜十五万銭の範囲を、山田氏は二〜四万銭の財産所有層を中家とする^⑦。四万銭程度の財産も「中家」に含められよう。この財産は主な動産・不動産から構成され、官吏の財産簿とされる居延漢簡「礼忠簡」(三七・三五)には、

小奴二人直万 用馬五匹直万 宅一区万

候長騰得広量重公乘礼忠年卅 大婢一人二万 牛一 兩直四千 田五頃五方

昭重二乘直万 服生二六千 ●凡壹直十五万

と、耕地・宅地・奴婢・牛馬・車が記されている^⑧。

以上、漢代では官吏任用に財産資格が存在したことは疑いないが、山田説では前漢に入り学問が任用資格となる変化があったと指摘されている。特に武帝元光元年(前一三四)の孝廉制發布後も財産資格が存続したのか不明である。「漢書」には貧しいにも関わらず任官した人物が散見されるが、それらは楚漢抗争期を除き、全て孝廉制度等が確立した武帝期以降の事例で、かつ学問(儒学)的素養があるとも記され、学問が新たな任用資格として機能したことがうかがえる。一方、学問も財産もない人物の任官事例も極めて少なく、財産資格は孝廉制發布後も存続したのであ

らう。^①

ただし前漢元・成帝期、『漢書』朱博伝に、

家貧しく、少き時県に給事して亭長と為る。好んで少年を客とし、捕搏を敢行す。

とあるように、学問・財産なくして亭長となった朱博の例もある。その理由として、亭長などの地方下級少吏を忌避する風潮があり、貧家しかなり手がなかった可能性が考えられる。こうした風潮は後漢期から見られるが、^②実際は前漢後期から存在したのではない。史料的にも前漢末期に同様の事例が『後漢書』呉漢列伝や逸民列伝（逢萌）にみられる。しかし朱博伝には、亭長就任後ながら「好んで少年を客とし」とあり、朱博がどれほどの貧家であつたか疑問を感じさせる。呉漢も朱博と同様に家貧とされながら「賓客」の記述があり、渡邊義浩氏はこうした「貧」に疑問を呈している。^③無論、賓客を抱えていても、財産資格面では水準以下であつた可能性もまた否定できない。

別の可能性として、財産・学問以外の面で評価されての任官が考えられるが、そこで再度、朱博伝にみえる「好客少年」「仇侠好交」などの記述が注目される。『史記』遊俠列伝に、

豪富を茂陵に徙すに及ぶ也、（郭）解の家貧にして嘗に中らざれば、吏恐れ敢えて徙さざるなし。衛（青）將軍為に言う

「郭解の家貧にして徙すに中らず」と。上（武帝）曰く、「布衣にして権は將軍をして為に言わせしめるに至らば、此れ其の家貧しからず」と。

という郭解の逸話がある。財産的には茂陵への強制移住対象外であつた仁侠の郭解が、その高名さ・交友関係の広さ故に貧しくないと判断されたように、交友関係が財産のようにみなされること^④があつた。朱博の場合、「好客少年」が亭長任官後、「仇侠好交」が県功曹任官後の記述だが、元々そうした素地があつたのではないか。交友関係、ことに任侠的なそれは、官と対立する側面があるが、官吏の任用に際して一定の評価がなされたと思われる。特に亭長は、朱博・呉漢の他、秦末の下郷南昌亭長（韓信を寄食）の如く、客を抱えていた事例があり、賓客を抱える程度の交友関係は、亭長の職掌（治安・宿泊）上、都合が良いと見做されたと^⑤は考えられないか。

以上、先行研究の見解によりつつ、財産資格の内容と任用資格の変遷についてみた結果、武帝前半から任用資格に学問が重視され始めた一方、財産資格も孝廉制発布後なお存続したことを確認した。またその人物が有する交友関係も、職掌によつては任官時の評価対象となつた可能性があることが指摘できる。

① 永田英正(a)「漢代の選挙と官僚階級」、『東方学報』京都四一、一九

- 七〇年）、(b)「礼忠簡と徐宗簡について」（『居延漢簡の研究』第二部第八章、同朋舎、一九八九年）、(c)「礼忠簡と徐宗簡研究の展開——居延新簡の発見を契機として——」（『史忠』五八、二〇〇一年）。
- ② 好並隆司「漢代下層庶人の存在形態」（『秦漢帝國史研究』第五篇三章、未來社、一九七八年）。なお飯島和俊「漢初期の官吏任用における二、三の問題——『今昔算十以上乃得宦』をめぐって——」（『中央大学大学院論及』九一—、一九七七年）も財産資格について永田・好並両氏と同様の見解を示す。
- ③ 渡辺信一郎「古代中国における小農民経営の形成」（『中国古代理論』第一章、青木書店、一九八六年）。
- ④ 山田勝芳(a)「中国古代の商人と市籍」（加賀博士退官記念論集刊行委員会「加賀博士退官記念中国文史哲学論集」講談社、一九七九年）、(b)「秦漢財政収入の研究」第三章第四節の四「財産税と中国古代における富の意義」（汲古書院、一九九三年）。
- ⑤ 中家の産については、大柳敦弘「漢代の『中家の産』に関する一考察——居延漢簡所見の『賈・直』をめぐって——」（『史学雑誌』九四一七、一九八五年）、黄今言「漢代的營産」（『同氏「秦漢經濟史論考」中国社会科学出版社、二〇〇〇年）を参照。
- ⑥ これらは前掲註②好並論考、註⑤大柳論考で重要な史料として引用されている。
- ⑦ 山田勝芳「近年の秦漢史研究をめぐって——好並隆司・谷川道雄・渡辺信一郎三氏の研究を中心として——」（『集刊東洋学』四二、一九七九年）。
- ⑧ 前掲註①永田(b)(c)論考参照。
- ⑨ 東晋次「儒学教育の普及」（『後漢時代の政治と社会』第三章第二節、名古屋大学出版会、一九九五年）は景帝後二年の詔が有効であったか不明とする。邢義田「東漢孝廉の身分背景」（『秦漢史論考』甲部五、

東大図書公司、一九八七年）では、後漢の孝廉二六五名中、家が貧しい者は十八名との検討結果から詔は有効であったとする。

- ⑩ 察舉制度やその確立時期については、福井重雅「漢代官吏登用制度の概観」、同「賢良・方正の成立」（『漢代官吏登用制度の研究』第一・第二章、創文社、一九八八年）、黄留珠「秦漢仕進制度」下編（西北大学出版社、一九八五年）、陳蔚松「漢代考選制度」第二章（崇文書局、二〇〇二年）などを参照。

- ⑪ 山田勝芳「前漢時代の地方『文人』のあり方——東海郡功曹師範の場合」（『村上哲見先生古稀記念論文集刊行委員会編「中国文人の思考と表現」所収、汲古書院、二〇〇〇年）は、居延漢簡などから少吏に前漢末まで財産負担のあったことを指摘する。

- ⑫ 本節註④山田著書(b)第四章第三節で指摘されている。

- ⑬ 渡邊義浩「後漢國家の支配と儒教」第一篇第二章「官僚」（雄山閣出版、一九九五年）。

- ⑭ 佐原康夫「漢代の貨幣經濟と社会」（『漢代都市機構の研究』第四部第三章、汲古書院、二〇〇二年）の指摘する「社会的富」ということになろう。

二 自弁すべき物品——特に馬の意義について——

次に、官吏の自弁物品中、馬の意義を中心に検討していく。まず、長吏の自弁物品を示す史料からみる。郎官には、『史記』田叔列伝褚少孫補記にみえる如く、鞍付馬・劍・赤い服の所有が求められた^①。また堀敏一氏によれば『漢旧儀』巻上に、

中郎将一人、旄頭を施し羽林従官七百人が属す。三輔の良家

子を取り鞍馬を自給す。

とあり、羽林郎には三輔の良家子が任じられたが、鞍付馬は自弁であった。^②これらの史料は时期的に前漢後半の状況を示している。なお堀氏の指摘によると、居延漢簡に、

坐従良家子自給車馬為私事、論疑也。□□書到、相二千石以下従吏母過品、刺史禁督、且察母状者。如律令。

(四〇・六簡)

の如く、官吏の出身母体のひとつとされる良家子が車馬を自給する例がみられる。^③他に、元帝期の貢禹は諫大夫に登用された際、耕地を売り車馬を用意したという(『漢書』貢禹伝)。

貢禹、年老い貧窮にして、家訾万錢に満たず、妻子は糠豆も膾らず、短褐も完ならず。田百三十畝有り、陛下意過ちて臣を徵すれば、臣、田百畝を売り以て車馬を供う。

張家山漢簡二年律令「津関令」にも馬の購入に関する令がみられる。

十五、相国・御史請郎騎家在関外、騎馬節死、得買馬関中人一匹以補。郎中為致告買所県道、県道官聽、為質告居県、受数而籍書馬職物・齒・高、上郎中。節帰休・繇使、郎中為伝出津関、馬死、死所県道官診上。其詐貿易馬及偽診、皆以詐偽出馬令論。其不得□及馬老病不可用、自言郎中、郎中案視、

為致告関中県道官、売更買。●制曰可。

(五一三～五一五簡)

廿一、丞相上長信詹事書、請湯沐邑在諸侯、属長信詹事者、得買騎・輕車・吏乘・置伝馬、関中比関外県。丞相・御史以聞、●詔□

(五一九簡)

●丞相上魯御史書、請魯中大夫・謁者得私買馬関中、魯御史為書告津関、它如令。●丞相・御史以聞、制曰可。

(五二一簡)

●丞相上魯御史書、請魯郎中自給馬騎、得買馬関中、魯御史為伝、它如令。●丞相・御史以聞、制曰可。

(五二二簡)

五一三～五一五簡は関中の外に家がある郎騎の馬が死んだ際、関中で馬を購入可能とした令、五一九簡は長信詹事所属者の馬購入規定である。また五二一簡は魯国の中大夫・謁者が「私買馬関中」すること、五二二簡は魯国の郎中が「自給馬騎」のため関中で馬を買うことをそれぞれ認めた令で、漢初の諸侯王国の官吏も馬を自弁したことを示す。

次に居延漢簡から秩百石以下の地方少吏の例を取り上げよう。

□年廿八 富史、有窳馬・弓櫛、願復為候史□

(二二四・五七簡)

卓単衣・毋窳馬、不文史。詰責駿、対曰「前為県校弟子、未

嘗為吏。貧困毋以具阜单衣・冠・鞞馬」。謹案、尉史給官曹治簿書、府官繇使乘边候望、為百姓潘幣。臯不肯除。

（EPT五九・五八簡）

二一四・五七簡は、資産・識字能力を有し、鞍付馬や武具を有しているので再度候史へ任官を希望する内容で、馬を持てる階層にして候史となれたことを示す史料である。一方T五九・五八簡では、駿という人物の尉史叙任にあたり、識字能力不足と衣冠・鞍付馬の自弁不能が判明、県が叙任を拒否した内容で、この二史料は好対照をなしている。

●新始建国地皇上戊三年七月行塞省兵物録

省候長鞍馬・追逐具、吏卒皆知薰火品約、不。

省選干・鹿盧索完堅調利、候卒有席薦、不。

省守衛具・塙戸調利、有狗、不。

□不

■右省兵物録

（EPT二二・二三六―二四一簡）

于振波氏が取り上げたこの冊書は、候長が管轄した「部」^⑦に対する検査の項目で、候長の鞍馬・追逐具の所有状況が含まれている。この「追逐具」は居延漢簡EPT五九・一―二簡に「追逐器物」とみえ、絳单衣・甲带・旁囊・刺馬刀を指す。同簡は新任の候史が追逐器物を自宅へ取りに帰った際の記録であるから、馬に加え

追逐具も自弁物品であろう。

以上、自弁物品に関する史料を列挙した。郎官は鞍付馬を自弁し、諫大夫任用に際して車馬を用意するなど、長吏たる財産資格四万銭の内に、車馬か鞍付馬が含まれたのであろう。少吏は鞍付馬・衣冠・ほか職務に必要な物品が自弁で、揃えられない場合は叙任を拒否され、物品所有状況も随時検査された。ただし新任官の物品不揃いはある程度許容されたようで、張家山漢簡二年律令「置吏律」中の規定に、乗馬なき新任官がみえる。

郡守二千石官、県道官言边变事急者、及吏遷徙、新為官・属尉佐以上毋乘馬者、皆得為駕伝。（下略）

（二二三―二二四簡）

註⑨の居延漢簡EPT五九・一―二簡も、新任の候史が必要物品を持っていなかった例である。

このように、自弁物品に関する史料には必ず鞍付馬や車馬がみられ、自弁物品中特別な意義を持ったことは明白である。その意義として、まず山田勝芳・大櫛敦弘両氏が指摘される車馬の身分標識機能や、公務に必要な移動手段としての意義を挙げることが出来る。なお前掲各史料では、馬のみの所有を問題とするものと、車馬の所有を問題とするものがある。前掲景帝中六年夏五月詔で、六百石以上の車駕に触れることからみて、秩六百石を境に車

所有の必要の有無が分かれたのであろう。

一方、先行研究が指摘する身分標識・移動手段としての意義とは別に、軍事的意義を考えていく必要があると思われる。まず郎官だが、杉村伸二氏が指摘された郎官の基本的職掌「天子の宿衛」を考慮すれば^⑩、その任用に際し軍事的役割が期待されたと考えられる。武帝期には軍事的性格の強い羽林・期門などと顧問的性格の強い議郎などに分化し、儒学による任官者が増えるなどの変遷はあったが、基本的に郎官には軍事的役割が期待され、そのために鞍付馬の自弁を求められたのではないか。それは職掌分化後も軍事的性格の強い羽林郎が鞍付馬を自弁したことから明らかといえよう。郎官以外では、中央官僚は本来の職掌とは別に將軍等に就任した^⑪。地方官では、『漢書』中に韓延寿が東郡太守として行った都試や、嚴延年の涿郡太守就任を「新たに將たる」と記すなど、軍事指揮官としての性格は明確である。また長吏の多くを占めた県令長・丞・尉のうち、令長と尉は群盜発生時に指揮官として対処した。張家山漢簡「二年律令」捕律に、

群盜殺傷人・賊殺傷人・強盜、即發県道、県道亟為発吏徒足、以追捕之、尉分將、令兼將、亟詣盜賊發及之所、以窮追捕之、

母敢□界而環（下略） （一四〇～一四一簡）

とある。郡県長吏の多くが、軍事指揮官の役割を果たすべきであ

ったことは明らかである。

では、郎官同様に鞍付馬所有が求められた地方少吏に、軍事的官職以外の吏も含め、職務内容に軍事的役割を想定出来るであろうか。前掲のEPT五九・五八簡の一節「尉史給官曹治簿書、府官繇使乘边候望、為百姓潘幣」（尉史は官署では帳簿書類を扱い、都尉府や候官からの命令で辺境の見張りをし、百姓の藩屏となる）によれば、内郡にも存在していた書記官の尉史に軍事的役割を果たすことを求めており、そのために鞍付馬などの物品を必要としたことがわかる。また採用時や転任の過程で郡都尉系列の軍事的官職へ配属されることもあった^⑫。必要があれば主たる職掌とは関係なく軍事的役割を果たしたことも、尹湾漢墓簡牘木牘三・四「東海郡下轄長吏名籍」から推測される^⑬。この他、戦国秦や前漢では、官吏を選抜して精銳部隊を編成した事例がみられる。

（秦始皇）十一年……、（王）剪將いること十八日にして、軍の斗食以下を帰し、什に二人を推して従軍せしむ。

（『史記』秦始皇本紀）

（宣帝本始二年）秋、大いに関東の輕軍銳卒を調びて発興し、郡国の吏三百石の伉健にして騎射を習う者を選び、皆従軍せしむ。

（『漢書』宣帝紀）

このように、多くの漢代官吏は個々の職掌とは別に軍事的役割を

果たすことが求められた。そこで車馬や鞍付馬は平時は無論のこと、戦時にはさらに有用であるため、自弁物品中特に重視され、そのため関係史料にも多く残ったと考えられる^⑤。

無論、漢代の官僚制度全体に軍事的性格がみられるか否かは、その変遷も含め別途考察を要するが、先行する秦の官僚制が軍功爵と密接に関連していたことは、漢代官僚制と軍事との関連性を考える上で注意する価値がある^⑥。郎官の自弁物品に含まれる剣についても、すでに秦簡公六年（前四一一）に、官吏に帯剣させた事例がみられる。

簡公六年、吏をして初めて帯剣せしむ。（『史記』秦本紀）

これは官僚制と軍功爵とが密接に結びつく商鞅変法以前のことだが、無視出来ない。官吏の帯剣は漢代にも引き継がれ、剣術は君子の教養であったとの指摘もある^⑦。中央の大官から地方少吏に至るまで、ほぼ全ての官吏に有事における軍事的役割の遂行が求められたと思われる、漢代官僚制と軍事との関わりはかなり強かったと考えられる。さらに、本稿末尾でも触れるが、官吏が庶民より身分が高いとする観念の中には、馬などを自弁し軍事面でもより重い負担を引き受けているという思想が存在したのではないか。以上、先行研究の成果を踏まえ、史料や私見を付け足して、自弁物品とその意義について、馬を中心に論じてきた。馬が特に重

視された理由については、身分標識や移動手段としての意義もさることながら、漢代官吏が果たすことを求められた軍事的役割の上でも、重要な意義を持ったためと思われる。さらに財産資格という負担を引き受けてまでも、官吏たらんとした当時の人々の意識についても考える必要があるだろう。

① 王克奇「論秦漢郎官制度」（安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』齊魯書社、一九八四年）による。『史記』該当部分は「將軍取舍人中富給者、令具釜馬・絳衣・玉具劍、欲入奏之。」

② 堀敏一「漢代の良家について」（『中国古代の身分制——良と賤——』第二篇第五章、汲古書院、一九八七年）。

③ 本節註②堀論考、大庭脩「中国古代の武士の『家』（筭谷和比古編『公家と武家Ⅱ——『家』の比較文明的考察』思文閣出版、一九九九年）を参照。

④ 津関令については、李均明「漢簡所反映的關津制度」（『歴史研究』二〇〇二年第三期）、陳偉「張家山漢簡『津関令』涉馬諸令研究」（『考古學報』二〇〇三年第一期）を参照。

⑤ 森鹿三「居延簡に見える馬について」（『東洋学研究所 居延漢簡篇』同朋舎、一九七五年）。

⑥ 角谷常子「漢代居延における軍政系統と渠との関わりについて」（『史林』七六一、一九九三年）を参照。

⑦ 于振波「居延漢簡中的燧長和候長」（『史學集刊』二〇〇〇年第二期）。于氏はこの冊書に燧長の馬に関する記載がないことから候長と燧長に財産資格上の違いを推測するが、この冊書は部を対象としたもので、候長の自弁物品と候長が監督すべき事柄のみが記されていると考えられ、燧長が馬を自弁しなかった証左とはなり得ない。

⑧ 「部」は穀山明「漢代エチナリオアシスにおける開発と防衛線の展開」(富谷至編『流沙出土の文字資料——樓蘭・尼雅文書を中心に』京都大学学術出版会、二〇〇一年)を参照。

⑨ 河平元年九月戊戌朔丙辰不侵守候長士吏猛敢言之。謹驗問不侵候史嚴。辭曰、「士伍、居延鳴沙里、年卅歲、姓衣氏、故民。今年八月癸酉除為不侵候史、以日迹為職」。嚴新除、未有追逐器物、自言尉駁所曰「毋追逐物」。駁遣嚴、往來母過(EP T 五九・一簡)

⑩ 日且入時嚴燔、以戊申到郭東田舍、嚴病傷汗。即日移病書、使弟敕付覆胡亭卒不審名字。己酉有追逐器物、尽壬子積六日。即日嚴持絲單衣・甲帶・旁囊・刺馬刀凡四物、其昏時到部。嚴期一日還(EP T 五九・二簡)

⑪ 山田勝芳「馬車と牛車——中国古代の官人と中世の貴族——」(片野達郎編『総合研究 中世の文化』角川書店、一九八八年)、大楠敦弘「歩行と乗車——戦国秦漢期における車の社会的考察」(高知大学人文学部人間文化学科「人文学研究」一〇、二〇〇三年)参照。

⑫ 杉村伸司「漢初の郎官」(『史泉』九四、二〇〇一年)参照。

⑬ 大庭脩「前漢の將軍」(『秦漢法制史の研究』第四篇第一章、創文社、一九八二年)参照。

⑭ 居延漢簡だが、果伝舎の畜夫(斗食)から候官士吏(有秩)への昇任例(一〇・一七簡)がある。

⑮ 顕美伝舎斗食畜夫莫君里公乘謝横 中功一勞二歳二月 今肩水候官士吏代鄭昌成

⑯ 「利成左尉六安国六股順故畜夫以捕斬羣盜尤異除」の如く、都尉系列以外の少吏が「群盜」や「山陽亡徒」を「捕格」「捕斬」した功績で長吏へ昇進した事例が散見する。この木牘については、西川利文氏の「尹湾漢墓簡牘三・四号木牘について——その復元を中心として——」(『鷹陵史学』二四、一九九八年)など一連の研究を参照。

⑰ ただし居延漢簡では、燧長について軍事的職掌にも関わらず馬の自弁を示す事例がみられない。同じ佐史である尉史に鞍付馬所有を求めている以上、燧長も同様と考えられるが、本節註⑦手論考では職掌や勤務地による自弁義務の差を推測する。

⑱ 秦軍功爵制の専論に、守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」(『中国古代の家族と国家』国家篇第一章、東洋史研究会、一九六八年)、古賀登「秦商鞅の軍制・軍功褒賞制と身分制」(『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』第VI章、雄山閣出版、一九八〇年)、朱紹侯「軍功爵制研究」(上海人民出版社、一九九〇年)等がある。佐藤達郎「功次による昇進制度の形成」(『東洋史研究』五八―四、二〇〇〇年)は漢代官吏の勤務評定に軍功褒賞の名残があり、軍功と通常勤務が同一評価体系に置かれたとする。

⑲ 邢義田氏は、漢代では文武を兼備する者が理想だったとし、また刀剣は人を治める立場の身分の象徴だとする。「允文允武——漢代官吏の一種典型」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』七五―二、二〇〇四年)。漢代の剣の意義については、濱田英作「前漢の擊劍・劍論・劍客」(『劍の用途小考』(『静修短期大学研究紀要』二四、一九九三年)参照。

三 地方少吏と財産資格

前節までの検討で、漢代では財産資格が存在し、地方少吏についても必要物品、特に馬を自弁する必要があったことを述べてきた。しかし、『漢書』等の史料では地方少吏が薄給に苦しみ、民から不当に収奪していたことを示す記述がみられ、先行研究にお

いても、彼らを貧しい存在と捉え、そのために生活の糧を得ようと少吏になったとするものがある。^①これは相互に矛盾することになるが、従来は論ずるところとはならなかった。また、このような財産資格の存在が地方少吏層に与えた影響も完全に明らかにされたとは言いがたい。そこで以下では、これらの点について私見を述べて行きたい。

1 俸給額の問題について

少吏が薄給のため民から不当に収奪していたことを示す史料として、『漢書』宣帝紀神爵二年（前五九年）秋八月詔がある。

吏廉平ならざれば則ち治道衰える。今少吏皆事に勤むるも、而して奉禄薄く、其の百姓を侵漁せざることを欲せども、難し。其れ吏の百石以下の奉は十に五を益せ。

少吏らが薄給のため民から収奪せざるを得ないとし、秩百石以下の俸給を一・五倍にすることを命じたものである。『漢官儀』にも同一のことを述べたとと思われる個所がある。

張敞・蕭望之の言いて曰く「夫れ倉廩実ちて礼節を知り、衣食足りて榮辱を知る。今小吏の俸率足らず、常に父母妻子を憂う之心有り。身を潔くし廉為らんと欲すと雖も其れ勢として能わず。什率を以て天下の吏の俸を増さんことを請う」と。

宣帝乃ち天下の吏の俸、什に二を益す。

ここでは話が少し異なり張敞・蕭望之らの提言で宣帝が俸給を一割増にしたとあるが、趣旨はほぼ同一である。また『塩鉄論』疾貧篇に賢良の言として同様の指摘がある。

今少吏禄薄く、郡国の繇役は遠く三輔に至るも、粟米貴くして相贍らしむに足らず。

少吏は薄給で、郡国の公務で三輔へ行くにしても穀価が高くて不足が生ずるといのである。公用旅行者は伝舎等が利用でき、食も給されたが、その他の入用な分は自弁だったのかも知れない。

議論は続けて、上役が部下から収奪する構造に及び、しわ寄せが民に来ると指摘する。『後漢書』左雄列伝にも、

郷官部吏、職斯くく禄薄し、車馬衣服、一に民より出で、廉なる者は足るを取り、貪なる者は家を充たす。

と、薄給が原因での民からの収奪を示す記述がある。これらの史料を見る限りでは、少吏らが薄給に苦しんでいたことは確かである。^②しかし、財産資格の存在を考慮に入れると、単純に少吏らに貧しいと捉えてよいか疑問が残る。まず、この俸給額から検討したい。

地方少吏の俸給は、佐史・斗食・有秩でそれぞれ異なるが、銭立てで月額六〇〇―一二〇〇銭程度、年額では七二〇〇―一四四

○○錢程度である。^③ 時期や地域による差はあるが、居延漢簡にみえる物価と比較すると、食料品については粟一石あたり一二〇錢（EPT五一・五簡）、衣服では縹複袍が一〇〇錢（EPT五一・一二二簡）などの例がある。^④ こうしてみると、少吏の俸給額は多額とは言い難いことは確かである。

この金額がどのような根拠に基づき決定されていたのかを直接示す史料はないが、「農家が生活出来るだけの収入額」と考えられていた金額を参考とした可能性が高い。その根拠として、まず『孟子』万章章句下、周の爵祿制度の解説が挙げられる。

下士は庶人の官に在る者と与と祿を同じくす、祿は以て其の耕に代うるに足る也。耕す者之獲る所は、一夫百畝、百畝を冀すれば、上農夫は九人を食しい、上に次ぐは八人を食しい、中は七人を食しい、中に次ぐは六人を食しい、下は五人を食しうべし。庶人の官に在る者、其の祿は是を以て差と為す。

さらに『塩鉄論』疾貧篇にも、これを踏まえたと思われる賢良の言、

古之爵祿を制する也、卿大夫は以て賢を潤し士に厚くするに足り、士は以て身を優にして党に及ぼすに足り、庶人の官為る者は、以て其の耕すに代わるに足りて其の祿を食む。

がある。「古」をもととした一種の理想論であり、戦国―秦漢の

実際の官僚制度とどれほど対応しているのかは慎重に考える必要があるものの、戦国期以来「庶人の官に在る者」―これは少吏クラスの官吏とみてよいだろう―には、耕作による収穫相当分を代わりに俸給として与えるとの考え方が存在したことは注目される。では実際、農家の収入と少吏の俸給額とは近い金額であったのだろうか。一般的な農家の収入額（と想定された額）としては、

『漢書』食貨志上に、戦国魏の李悝の言として、
今一夫五口を扶み、田百畝を治し、歲取晦ごとに一石半、粟百五十石為り。

が、そして前漢の賈誼の言として、

今農夫五口之家、其の服役する者二人を下らず、其の能く耕す者は百畝を過ぎず、百畝之収は百石を過ぎず。

がある。穀物の価格は李悝の言では粟一石三〇錢とされており、三千〜四千五百錢程度が想定されていることになるが、先にもみたように漢簡等では粟一石一〇〇錢以上という記載もあり、六、七〇錢前後と考えると、穀物生産による収入は六千〜一万錢前後と考えられていたのではないか。^⑤ これは食べていけるだけの額で、前掲の李悝・賈誼の言の趣旨を勘案すれば、余裕があるとは言いがたい額と思われるが、ともかくとして、少吏の俸給の年額と農家の収入想定額とはかなり近接した金額ということがいえる。この

ように、少吏の俸給額は「一般的な農家の穀物生産による収入額」と想定された金額を目安として決定された可能性が高く、『孟子』にみられるような「官吏となった者が本来農耕によつて得られる分の収入を補填する」という、恐らく戦国期以来の思想が影響を与えたと考えられる。

ただ、実際には官吏となった者の労働力がなくとも、奴婢や傭耕者など、失われた労働力を補填し得る存在も考慮する必要があるため、所有耕地からの収穫が全くなつたとは考えられない。他にも雑収入、例えば女性の家族による織物生産等もあつたはずである。もし、俸給のみが官吏の生計を支える収入だとすると、先にもみた如く「食べていけるだけの額」であるから、物品の自弁・維持は困難で、生活にも余裕がなさすぎる。地方少吏の多くは、自己の所有耕地からの収入もあるものと考えられていたため、こうした俸給の額になつていたとすべきではないか。ことに少吏の場合は大半が出身郡県官府への勤務であり、所有耕地からの収入も生活の糧として期待できたと考えることが許されよう^⑦。俸給には人手を官に取られることへの補填の意味（実際には俸給を用いて農繁期に傭耕者を雇用するなど）に加え、官吏として必要な物品を自弁・維持するための補助等の意味合いをも考慮する必要がある。俸給が生計の主たる柱であり、その額が生活水準に直

結するとみるのは、現代的な見方に過ぎるように思われる。

2 官吏たるに要する費用

以上のように、少吏に財産資格の要件でもある耕地所有者が多かつたと思われる以上、俸給額のみから彼らが貧困であつたと言ひ難い。多くの少吏らは、一旦は財産資格を満たして地方少吏となつたが、その後も出費を余儀なくされ、しかも俸給や耕地収入等では負担し切れず民から収奪せざるを得なくなつたのではなからうか。

一度官吏となれば、財産資格の維持、すなわち物品の購入・維持費用が必要となる。先にみた如く、馬や車馬は所有出来る者が限られるため、身分標識として有効である反面、その購入費や、飼育・維持費用は安価とは言ひ難い。『塩鉄論』散不足篇には誇張気味だが、

夫れ一馬樞に伏さば、中家六口之食に当り、丁男一人之事を亡う。

と、その飼育費用や手間について触れている。居延漢簡では官吏の私馬に対して飼料の支給があつたようだが、^⑧辺境駐屯地のこと

で、内地に当てはまるかはわからない。この他、衣冠をはじめとする必需品の費用など、それなりの出費を常に強いられた、とみ

るべきであろう。その他、前掲『塩鉄論』で、郡国から三輔へ行く官吏が、穀価が高くて不足を生じたとの記述があるが、だとすると公務関連で官からの支給で不足する部分があった場合、自弁での対処が求められたのではないか。後漢の崔寔『政論』では、長吏の例ながら

長吏約を崇ばんと欲すると雖も、猶当に従者一人を有すべし。假令奴無くば当に復た客を取るべし。客庸一月に千、芻・膏肉五百、薪炭・塩菜又五百、二人にして粟六斛を食す。

と、自費で従者を雇用する話などもみえる。このことは、必ずしも財産資格の構成要件や、職務上の必需品とはいえない出費についても、事実上の「自弁すべきもの」として負担せざるを得なかったことを示唆する。

以上の如く、財産資格の維持だけで相当の出費を余儀なくされたと思われ、車馬などを新調する事態にでもなれば、かなりの負担となったであろう。一旦は資格を満たしながらその維持が困難になり、官吏の地位を失わぬため民からの収奪に走る者が出たというのは有り得ることである。ただ、これだけならば耕地などの収入や俸給で対応出来た者も少なくはなかったであろう。従って、別にさらなる出費を要したと考えざるを得ない。

そこで考えられるのが、官吏同士の付き合いに要する、交際費

というべき出費である。この種の費用は、想像以上に多額だったのではないか。例えば、地方視察の中央官僚が来るとその官庁の官吏が金銭を出し合って接待していたことが、居延漢簡「勞辺使者過界中費」からうかがえる。これは辺境慰勞の使者が来た際に、辺境駐屯部隊の官吏二七人が一人当たり五五錢の宴会費を出し合った記録で、内地でも同様の光景が見られたはずである。さらに、先に地方官吏らが形成した社会を考察した際、遠距離の公務出張時に授受していた餞別の習慣に注目したが、そのほかにも、葬儀の時に出す「贖錢」や、後漢後期に流行した石碑建立に伴う醸金など、^⑩いずれも数百錢単位で多く地方少吏層も支出していたことがわかつている。これら接待費や冠婚葬祭等は、多くの場合で一件数十錢から二、三〇〇錢程度であるが、年間の累計金額は、一件程度でも千錢は容易に越え、ときに数千錢に至ることもある。居延漢簡にみられる地方少吏の六〇〇―一二〇〇錢程度の月俸からすれば相当な金額であり、保有耕地からの収穫などがあったと考えても、決して小さな金額ではない。当時、これらの出費を拒むことは非常に難しく、^⑪むしろこの出費を維持・拡大せねば交友関係や社会的な勢威も維持・拡大出来なかったのではないかと多くの地元有力者層が地方官庁に官吏として採用されるようになった前漢後半期ともなれば、交友関係の放棄は官庁内での立場を

悪化させ、官吏としての昇任を難しくするばかりか、生活の基盤である地域社会での立場を狭くすることにもつながりかねず、多くの者はこれらの出費をやむを得ぬものとして受け止めていたのではなからうか。

このように、官吏であり続けるためには、必要物品の購入維持にかかる出費に加え、交際費ともいべき出費、この二つの「必要経費」を支出していく必要があった。とすると、この官吏身分に要する費用の負担は、ことに数万銭程度の「中家」下層の少吏には厳しいことであろう。もし不足があれば、官吏を続ける限りその分は民から不当収奪してでも補填せざるを得なかつた、と推測される。前掲の『後漢書』左雄列伝は、その状況をよく伝えているものといえよう。地方少吏の収奪は単なる薄給・貧困が原因ではなく、官吏たる地位に要する費用の補填のために行われたとみた方が、より実態に近いのではないか。

3 財産資格とその影響

また、財産資格の存在は、郡県少吏の階層分化にも一定の影響を与えたのではないかと思われる。従来から指摘されているように、前漢後期には豪族層の成長がはじまり、漢帝國は酷吏に豪族を弾圧させる一方、地方統治に協力姿勢をみせた豪族は地方少吏

に取り込んでいく。例えば前漢末の『尹湾漢墓簡牘』木牘七・八「贈錢名籍」では、被葬者の東海郡功曹の師饒に金錢を贈った數十人の名前の中に、陳氏（九人）、王氏（八人）、朱氏（八人）など同姓で、字などから一族と思われる人々が見出せ、彼らは師饒の一族と同様地元有力者一族で、かつ地方少吏としても師饒と関係のあった人々であろう^⑭。このように、郡県少吏層に地元有力者層が入り込んでいる状況が確認できる。東晋次氏によれば、前漢末から後漢前期にかけてこれら地元有力者に序列が生じ始め、後漢後期になると、階層分化が一層進み、儒学を修めた者を多数擁して中央官僚や郡の主要少吏を輩出する一族と、中央や郡の官吏を出せず県レベルの少吏にとどまる一族が出てくるという^⑮。

財産資格はこのような状況下で影響を及ぼしたのではなからうか。すなわち、「中家」層以上であれば大体官吏任用資格は得られたであろうが、任官後も継続して勤務し昇進出来るか否かは、本人の能力もさることながら、財産の多寡にも影響されたいと思われる。前掲の、必要物品の自弁と維持・学問の修得・交友関係の維持拡大、いずれも財産が多い方が有利であることは言を俟たない。学問修得については、後漢後期の例だが、

度尚、字は博平、山陽湖陸の人也。家貧しくして学行を修めず、郷里の推挙する所と為らず。困窮を積ね、乃ち宦者の同

郡の侯覧の為に田を視る。郡の上計吏と為ることを得て、郎中を拜し、上虞長に除せらる。

〔後漢書〕度尚列伝

とあり、財産がなく学問を修得できないため推挙されず、困窮の末に同郷の宦官・侯覧の耕地の見張り番をして、ようやく郡の上計吏となって官途につけた。また、交友関係については、秦末の陳平・張耳の例がある。

〔陳〕平既に張氏の女を娶り、齎用益ます饒か、游道日に広し。

〔史記〕陳丞相世家

張耳是の時身を游より脱し、女家厚く張耳に奉給し、張耳故を以て千里の客を致す。乃ち魏に宦えて外黄令と為る。

〔史記〕張耳陳余列伝

いずれも富人の娘との結婚を機に、妻の家の財産を利用して交友関係を拡大することが可能となったものである。こうしたことは前漢後期や後漢代でも大差なかったはずである。

このような状況下、少吏として昇進していく前に、財産を減らしてしまい欠格となつて罷免される者も少なくなつたであろう。この点で、財産資格の存在は、前漢後半から後漢にかけて、資格を満たし、学問修得や交友関係拡大のための出費にも耐え得、少吏上層に浮上し中央官僚まで進める階層と、財産資格だけは満たせるが、学問の習得や交友関係の拡大を行うことは難しく、僅か

な契機で財産資格欠格となりかねない者も含む、下級少吏から上昇し難い階層が徐々に形成されていくことに一定の影響を与えたと思われる。

さらには、前漢後期からはじまったと思われる最下級官職軽視の風潮にも、財産資格の影響は及んだと考えられる。財産的余裕があり、少吏上層から中央官僚をうかがえる階層の者にとっては最初の通過点に過ぎぬ最下級官職には、わずかな契機で財産資格欠格となりかねない階層が就任・滞留することが多くなつたのではないか。特に前漢後期から形成された諸曹掾史制度における重要官職（右職）で、察掾の対象にもなりやすい功曹や督郵などの多くに、地元有力一族が就任する傾向がみられることは良く知られている^⑩。その反面、こうした傾向は財産的に「中家」下層に位置する人々にとつては、右職への昇進の機会自体が減少することにもなつたと思われる。昇任の機会が徐々に減っていくにも関わらず、自弁物品を維持するための出費を余儀なくされ、財産を減らして欠格となる者もいる一方、長吏や右職に使役される下級少吏が忌避される傾向が出てくると、下級少吏任官希望者が少なくなり、充足のために財産資格からいはずぐにも欠格になりかねない財産状況の者も就任したり、さらには一種の職役化が始まる。それによつてますます下級少吏の地位の低下や就任忌避が進む、

という循環が形成されていったのではないだろうか。こうした状況下におかれた下級少吏らは、欠格・罷免を避けるためにも不当収奪を行ったものと思われる。その結果地方下級少吏は『後漢書』逸民列伝の逢萌伝に、

家貧にして俎に給事し亭長と為る。時に尉行きて亭を過ぎり、萌候迎拜謁す、既にして楯を擲ち歎じて曰く、「大丈夫安んぞ能く人の役を為さん哉」と、遂に去りて長安に之きて学び、春秋経に通ず。

とある如く、前漢末には単に他人に頗使されるだけの役職として忌避される傾向が一段と強まったものと考えられる。こうした風潮を生んだ背景には、地元有力者の階層化に影響を与えた財産資格が関わっていたとしても、それほど無理な推測ではないであろう。

先に見たように、宣帝期に少吏の薄給が原因での不当収奪に対して、俸給を増加させることで対応する詔を出しているが、これはこの時期になってはじめて薄給が問題視されて出されたとは思われない。また物価の変動と結びつけて解釈するのも無理がある。前述の如く、武帝期後期以降から諸曹掾史の形成があり、宣帝期には地方有力層の官府への取り込みが行われた。^①この宣帝期から、地方有力層の階層分化などの現象が生じ始めたとなると、財産資

格のような制度的背景もあって、地方少吏の階層分化や、下級少吏の不当収奪激化、さらには下級少吏に対する忌避・軽視の風潮などの現象がこの時期看過し得なくなり、対策として俸給増加が実施されたと考えられる。

以上、財産資格は任用資格としての意味のみならず、地方少吏による不当収奪の要因ともなり、また地方少吏層の分化にも一定の影響を及ぼしたと考えられ、漢代地域社会や地方行政を考察する上で看過し得ない役割を果たしたといえよう。

① 例えば、池田雄一「漢代の地方少吏」〔中国古代の聚落と地方行政—地方行政編第六章、汲古書院、二〇〇二年〕ではそのような見解をとられているようである。

② 少吏の不当収奪は、様々な先行研究で指摘されているが、特に前掲池田氏論考の他、渡辺信一郎「孝経」の国家論—秦漢時代の国家とイデオロギー—〔中国古代国家の思想構造—専制国家とイデオロギー—第二部第五章、校倉書房、一九九四年〕、同「戸調制の成立—賦敛から戸調へ—」〔東洋史研究〕六〇—三、二〇〇一年〕を参照した。

③ 佐原康夫「居延漢簡月俸考」〔本稿第一節註⑩同氏著書第四部第一章〕。

④ 居延漢簡中の食品価格については、劉增貴「居延漢簡所見漢代辺境飲食生活」〔中央研究院歴史語言研究所「古今論衡」、一九九九年〕参照。他の物価は、一九三〇年代出土居延漢簡のみだが朱楠「漢簡中の河西物価資料」〔簡牘學報〕第五期、一九七七年〕がある。角谷常子「居延漢簡にみえる賈売関係簡についての一考察」〔東洋史研究〕五

二一四、一九九四年)の付表は、一九七〇年代出土居延漢簡を含めた物価の把握に役立つ。

- ⑤ 実際の収穫とは一致しなかったにせよ、観念的にはこのように考えられていたのではないか。実際の収穫・収入について、黄今言「漢代自耕農経済の初歩探析」(本稿第一節註⑤同氏著書所収)では穀物の収穫を七二〇〇銭と仮定する。林甘泉氏は二〇〇石の収穫とする。「養生」与「送死」漢代家庭の生活消費(中央研究院歷史語言研究所會議論文集之四「中國考古學与歷史學之整合研究」,一九九七年)参照。

- ⑥ 傭耕の事例は秦末の陳勝の例など、文献史料にもみられる。雇用労働者資金について、山田勝芳氏は一般的に月六〇〇銭程度とされる。「徭役・兵役」(本稿第一節註④同氏著書第四章)。他に雇用労働は本稿第一節註②好並論考の他、勞榦「漢代的雇傭制度」(「勞榦學術論文集甲編」上冊、芸文印書館、一九七六年)、高敏「試論漢代的雇傭勞動者」(《秦漢史論稿》第六章、五南圖書出版、二〇〇二年)、謝桂華「漢簡和漢代的取庸代戍制度」(《甘肅省文物考古研究所編「秦漢簡牘論文集」甘肅人民出版社、一九八九年)を参照。

- ⑦ 出身地を離れる長吏の場合は、少吏に比して俸給の比重が重くなった可能性はある。「稅漢書」百官志の百官受奉例では秩一百石(有秩)月十六斛に対し秩二百石月三十斛で、ほぼ二倍、居延漢簡の俸銭は秩一百石が月二二〇〇銭に対し秩二百石が月二二〇〇銭と、やはりほぼ二倍である。秩百石も斗食(十一斛・佐史(八斛)と比べ、五・二倍であるが、絶対的な俸給額は格段に大きな差がつく。こうした大きな差は、少吏と長吏の違いに加え、出身地から離れることによる負担も考慮されていたのかも知れない。

- ⑧ 本稿第一節註⑤森論文参照。
⑨ ●労働使者過界中費

梁米八斗 直百六十
即米三石 直四百五十

羊一 直五百

酒二石 直二百八十

塩鼓各一斗 直卅

齊將鹽 直五十

●往来過費凡直千四百七十

●肩水見吏廿七人率人五十五(EJT二・二一〇)

写真・釈文は大坂府立近つ飛鳥博物館編「シルクロードのまもり」その埋もれた記録」(一九九四年)によった。

- ⑩ 拙稿「漢代官吏生活史の一面面——餞別からみた——」(「東方學」一〇一、二〇〇一年)

- ⑪ 鎌田重雄「漢代贈賄考」(「漢代史研究」所収、川田書房、一九四九年)

- ⑫ 例えば「韓勅碑」碑陰などが好例である。拓本写真・釈文については、永田英正編「漢代石刻集成」(同朋舎出版、一九九四年)。

- ⑬ 桐本東太「分秩考」(《中国古代社会では贈与慣行が極めて強固に根付いて、二〇〇四年)は中国古代社会では贈与慣行が極めて強固に根付いて、前掲註②渡辺「戸調制の成立」では漢代社会の餽金慣行の存在について触れる。

- ⑭ 拙稿「前漢末属吏の出張と交際費について——尹湾漢墓簡牘「元延二年日記」と木牘七・八から——」(《中国出土資料研究》三、一九九九年)、本稿第一節註⑪山田論文参照。

- ⑮ 東晋次「豪族社会の構造と選挙」(本稿第一節註⑨同氏著書第五章第三節)で指摘される。

- ⑯ 増淵龍夫「所謂東洋的専制主義と共同体」(新版 中国古代の社会

と国家」序論四、岩波出版社、一九九六年。なお増淵氏のあげられた例は、後漢後期のものが多い。崔向東「豪族与郷里地方社会」（『漢代豪族研究』第六章、崇文書局、二〇〇三年）は、後漢前期の例（実質的には前漢末まで遡る）も集めて検討し、豪族が功曹の職を独占していた状況を述べる。仲山茂「兩漢功曹考」（『名古屋大学東洋史研究報告』二七、二〇〇三年）によると、功曹の人事権や長官との関係は、時期により異なる」と指摘する。

⑰ 重近啓樹「秦漢帝国と豪族」（『秦漢税役体系の研究』附論二、汲古書院、一九九九年）。

おわりに

以上、先行研究の成果を踏まえつつ、財産資格の内容とその意義、財産資格の存在が地方少吏層に与えた影響などについて述べてきた。各節末尾で要点をまとめたため、ここでは敢えて繰り返さないが、第二節の末尾で、必要物品を自弁しても官吏になろうとした、漢代の人々の価値観を考える必要に触れた。現在これについて明確な答えを用意することは出来ないものの、本稿を終わるにあたり、粗雑ながら見通しを述べておくこととする。

漢代の人々が官吏となることに見出していた価値とは何か。無論、官吏の権限を利用しての不当収奪や蓄財などを行った者の例は史書中によくみられ、また、地元有力層が官府に入り込めば、彼らの利害に基づいて動く少吏も多かったであろう。しかし、そ

れは本質的には副次的な、後から付加された価値ではないか。たとえ蓄財に価値を認めたとせよ、官吏となりながら財産資格欠格となつて罷免される者すら珍しくなかつたこと、先行研究においてもすでに指摘され、本稿でも触れた通りであり、官吏になりさえすれば蓄財に有利だとは必ずしもいえない。むしろ、負担も大きく財産を失う可能性もあつた。このように、それなりの負担を引き受けてでも官吏となることに価値を見出していたとすると、少吏とはいえ一般庶民よりも、より深く政治に参加できることが考えられるが、そこには何らかの身分的観念が影響した可能性はないだろうか。

漢代の官吏が官秩等により、理念的な周の制度である公・卿・大夫・士の序列に擬えられることがあるのは先行研究の指摘するところである^⑱。漢代一般の人々にとって身近で、また任用された際にほとんどの者がまず任ぜられたであろう少吏、これは士というより庶人の範疇に含まれた可能性があるが、功次や察舉により、秩二百石以上の長吏、つまり「士」以上へつながつていく階梯の第一段ではある。またこのような周制を持ち出すまでもなく、秦から官一庶一奴の身分が始まり、庶民と官吏との間は厳格なものではなくなつていた一方、商人の如く、庶民中でも仕官や車馬・衣服・武器所有面で様々な制限を受けた層があつた^⑲。こうした身

分觀念があつたとすると、庶民の有資格者は、それが少吏で庶民の在官者であつたとしても、様々な制限を受ける層の出自ではないことが明示出来、かつより深く政治に参加できる官吏身分というものに価値を認め、必要な物品を自弁して官吏となろうとしたということが出来よう。この身分觀念の存在を考慮すると、官吏の財産資格・必要物品の自弁の背景には、「一般庶民より身分が高い政治に参加出来る」とこと引き換えの、当然の負担とする意識があつたように思われる。その当然の負担の中に、高価な私有馬や車馬を自弁して戦時・平時ともに役立てることも入っていたのであろう。そこには、戦時には兵士として武器をとり、また仕官して官吏となり得る資格を持つ者が、社会を構成する成員であるという^③、前の時代の考え方が、秦漢時代にもなお根強く残っており、こうした意識の形成に一役買ったと考えることが出来るのではないか。

官吏たる資格として他に文字の問題など、本稿では触れ得なかつた問題はなお残されているが、他日を期すこととしたい。推測に頼つた箇所も多く、大方のご批正を乞う。

① 周制と漢代官僚の身分の関係については、福井重雅「賢良・方正に

よる察孝の性格」(本稿第三節註①福井氏著書第四章第一節)や、本稿第三節註②渡辺(一九九四)論考、「前漢末―後漢における地方官制と「周礼」」(『東洋文化』八二、二〇〇一年)など阿部幸信氏の一連の論考が考察を加えている。

② 堀敏一「秦漢の身分制としての庶奴制」(本稿第二節註②堀氏著書第一編第二章三)参照。

③ 本節註②堀論考及び同「漢代の七科誦身分とその起源―商人身分その他―」(本稿第二節註②堀氏著書第二編第四章)参照。

※本稿で使用した出土資料のテキストは以下の通り。

三〇年代居延漢簡：勞幹『居延漢簡 図版之部』(中央研究院歷史語言

研究所專刊之二十一、一九五七年)、謝桂華・李均明・朱国昭『居

延漢簡釈文合校』(文物出版社、一九八七年)

七〇年代居延漢簡：甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文

獻研究室・中国社会科学院歷史研究所編『居延新簡 甲渠候官身第

四簡』(中華書局、一九九四年)

尹湾漢墓簡牘：連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海

博物館・中国文物研究所共編『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、一九九

七年)

張家山漢簡：張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡(二四

七号墓)』(文物出版社、二〇〇一年)

【付記】 本稿は平成十六年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員)

O'Connor and Li Hongzhang, with the intent of promoting favorable terms in the negotiations. The Convention Relating to Burma and Tibet, 1886, was on the surface an exchange of empty words (tribute missions) for actual interests (the annexation of Burma), but at the same time in regard to the major problems of delimiting the border and regulating commerce it was actually a compromise that maintained the existing state of affairs on the Yunnan-Burma frontier. When Great Britain annexed Burma, the most important problem that China faced was the turmoil in the southwestern frontier region, which had been created by the development of frontier trade, rather than the future of Burma. However, the Qing government was barely able to exercise control over the region. So, in order to keep the existing order in the region, Li Hongzhang used various tactics, first supporting Macartney's plan, appealing for the cession of Bahmo and then watching to see what move Great Britain would make. Later, he demanded a continuation of tribute missions in exchange for Bahmo. By so doing, China secured both the empty words —— tribute missions —— and the actual profit —— maintenance of the existing order in the southwestern frontier region.

A Reexamination of Asset Qualifications for the Employment of Han Dynasty Officials

by

TAKAMURA Takeyuki

This study combines a reassessment of the content and significance of asset qualifications in the employment of Han 漢 dynasty officials with a comprehensive examination of the influence they exerted on the lower stratum of local officials of the period. Han dynasty officials were required to own commodities required in their duties, principally a carriage and draft horse or a horse and saddle. In cases where assets possessed did not fulfill the asset qualification, appointments to office was not admitted or officials were dismissed. After the promulgation of the *Xiaolian* 孝廉 (Filial and Incorrupt) appointment system (134 BC), academic knowledge first appeared as a qualification for official appointment; however, asset qualifications continued even until the period of the Latter Han dynasty. *Tingchang* 亭長 (Neighborhood Head) was an exception to this rule, appointed without regard to assets or academic knowledge. In this case, it was the breadth of his circle of

acquaintances that was the basis of the appointment.

Secondly, the author examined the reason why a horse was especially esteemed among several goods that comprised the asset qualifications. Previous studies have understood the significance of horse as a status symbol for an official. However, that is not the sole explanation. It was the duty of Han dynasty officials to play a central role as either a unit commander or elite soldier in time of war. Therefore, an official had to possess a horse highly suited to military use to accomplish his military duty.

Thirdly, according to previous studies, the cause of unjust extortions by local petty officials was due to their low salaries. This, however, is a misunderstanding. The wage level of lower-level local officials was equal to the income of the average farmer during the Han dynasty. Furthermore, lower-level local officials were even able to obtain income from the fields that they possessed. In fact, continuing to fulfill such asset qualifications was a considerable economic burden, and the reason that these officials conducted unjust extortions was to continue to allay the economic burden of asset qualifications. In addition, a person who maintained the asset qualifications and was able to cover the obligatory disbursements for gift giving (presents on ceremonial occasions and parting gifts, etc.) between officials could rise to higher levels of petty officialdom by expanding his circle of acquaintances.

On the other hand, a person who was unable to bear the economic burden would remain a lower-level official and be slighted, and furthermore face dismissal. Accordingly, the existence of the asset qualifications, which appeared from the latter half of the Former Han onward, was one of the causes of the stratification of local petty officials, and it is thought to have influenced the tendency to avoid the lower levels of officialdom.

Finally, the reason that people tried to become officials even if it meant taking on such an economic burden during the Han dynasty was that it was thought that there was value in a status that allowed a common person who had met the qualifications for appointment to office to get deeply involved in politics. If we consider the contemporary conception of social status, it appears that a belief that the existence of asset qualifications and the self-provision of necessary commodities was a natural tradeoff for high-status participation in politics existed at the time.